

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の提出について

本市の入札(見積工事を含む)に参加を希望する事業者は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の提出が必要です。

公共工事の入札に参加する事業者の方は、経営事項審査を受けなければなりません。(建設業法第27条の23)
有効期限は、審査基準日から1年7ヶ月間です。

更新等により新しい通知書を取得した場合には、通知書の写しを契約課へご提出ください。

なお、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の提出については本市からは連絡いたしません。

* 本市に提出のない場合や有効期限がきれている場合は、入札に参加できないことがありますのでご注意ください。